

財務省告示第百六十八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵

省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、

平成二十年四月十八日に発行した利付国債の発行

条件等を次のとおり告示する。

平成二十年五月九日

財務大臣 額賀 福志郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（三十年）（第二十

二 発行の根拠 八回）

三 法律及びその 財政法（昭和二十二年法律第三

四 法律に關する法律（平成十九年

五 會計に關する法律（平成十九年

六 法律第二十三号）第四十六条第

七 一項

八 社債等の振替に關する法律（平

九 成十三年法律第七十五号。以下

十 「振替法」という。）の規定の適

十一 用を受けるものとし、その振替

十二 機關は日本銀行とする。

十三 価格を競争に付して行われる入

十四 札（以下「価格競争入札」とい

十五 う。）による発行（以下「価格競

十六 争入札発行」という。）、「価格競

十七 争入札」と同時に「行われる入札で

十八 あつて、財務大臣が各国債市場

十九 特別参加者ごとに応募限度額を

二十 定めるものによる発行（以下「国

二十一 債市場特別参加者・非価格

二十二 競争入札発行」という。）及び価

二十三 格競争入札の募入の決定をした

二十四 後に行われる入札であつて、財

二十五 務大臣が各国債市場特別参加者

四 発行方法

三 振替法の適
用等

二 法律及びそ
の条項

一 名称及び記
号

平成二十年五月九日

財務大臣 額賀 福志郎

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・
込 利 発 競 加 場 び 札 格 第
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競

(一) 年 二
は 募 入 五
式 によ 払 込 決 定 の パ
十 号 によ 規 算 出 した 加 え 受 け た 者
む も の と 規 定 する 期 日 に 払 い 込 二 算

$$\frac{\text{競 入 金 額 の 総 額} \times 2.5}{100} \times \frac{29}{365}$$

(二) 発 行 時 にお いて、そ の 利 子 に
係 る 所 得 税 が 源 泉 徴 収 さ れ る
も の と 記 載 又 は 記 録 さ れ る も の
座 に 記 載 又 は 記 録 さ れ る も の
に つ い て は、前 記 (一) の 算 式 によ
り 算 出 し た 金 額 か ら 該 金 額
に 百 分 の 二 十 を 乗 じ た 金 額
へ た だ し、当 該 国 債 を 発 行 時
に お いて 取 得 する 者 が 非 居 住
者 又 は 外 国 法 人 で あ る 場 合 に
は、前 記 (一) の 算 式 によ り 算 出 し
た 金 額 に 該 非 居 住 者 又 は 外
国 法 人 が 適 用 を 受 け る 所 得 税
の 税 率 を 乗 じ た 金 額 を 控 除

十四 初期利子

十五 第二期以後の利子

十六 償還金支額
十七 元利金支額
十八 払場所
十九 入札参加
二十 払込期日

平成二十年四月十八日
す次そのが金と平
る号の銀額し成す
期及翌行を、二
日及び営休業支
に第十業日。次
つ十六にに、の
いて号に支当た
ておに払た
じ。い(うら
。て以)は、
規下、期
定、

$$\frac{\text{額面金額} \times 2.5}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年三月十日及び九月二十日
を、支払期とし、各支払期にお
て、その日以前六月間に属す
利子を支払う。

平成二十年三月二十日
額面金額百円につき百円
日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

平成二十年四月十八日